

川越市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則（案）に対する意見公募手続の結果について

1 意見公募手続の実施概要

(1) 募集期間 令和7年11月1日（土）～令和7年11月30日（日）

- (2) 募集対象者
- ① 市内に住所を有する方
 - ② 市内の事業所等に勤務する方
 - ③ 市内の学校に在学する方
 - ④ その他この案に関し利害関係を有する方

(3) 周知方法 市ホームページ

(4) 計画案の閲覧

- ① 市役所本庁舎4階職員課、各市民センター及び川越駅西口連絡所にて、印刷した原案を閲覧
- ② 市ホームページにおける電子媒体での閲覧

(5) 意見の提出方法

件名、氏名、住所、連絡先（電話番号、メールアドレス等）及びご意見を記入の上、職員課へ持参、郵送、ファクス又は電子申請による提出

2 意見公募手続の結果

(1) 応募者数 1名

(2) 意見数 1件

(3) 提出されたご意見とご意見に対する市の考え方

ご意見	ご意見に対する市の考え方	案の修正有無
<p>本改正案において、川越市職員を国際化関連団体へ派遣する趣旨は理解しますが、「国際化」とは具体的に何を指すのか、どの国との施策を学ぶのかといった説明がなく、制度の目的や効果が不明瞭です。</p> <p>国際化の推進を掲げるのであれば、例えばフィンランドの教育政策、ドイツの自治制度、韓国の電子行政など、具体的な学びの対象や分野を明示していただきたいと考えます。</p> <p>また、派遣の実施にあたっては、派遣人数、期間、費用などの基本情報が示されておらず、住民として制度の妥当性を判断する材料が不足しています。特定の職員だけが恩恵を受ける制度とならないよう、選定基準や研修内容の公開、成果の共有が求められます。</p> <p>さらに、派遣後には、学んだ内容や成果を市民が閲覧できる形で報告する仕組みが必要です。制度の透明性と説明責任を果たすことで、地域の国際化が単なる理念ではなく、実効性ある取り組みとして市民に届くことを期待します。</p>	<p>一般財団法人自治体国際化協会への派遣については、特定の国における具体的な施策を学ぶことを目的としたものではなく、派遣先における地方公共団体の国際化推進事業の推進、諸外国における地方行財政制度の調査研究等の多様な業務を経験し、地域の国際化の推進に貢献することを目的としております。</p> <p>なお、着任先は海外事業所ではなく、東京都に所在しております本部事務局を想定しております。</p> <p>また、派遣期間については、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間を予定しております。派遣人数については1人であり、派遣期間中における給与等の費用については派遣先団体において負担されます。</p> <p>派遣を通じて得た経験を生かして、本市の魅力を海外へ発信する取り組みや、多文化共生の推進等を図りたいと考えております。</p>	無